

「三重の森林づくり基本計画」の概要（計画期間：令和7（2025）～16（2034）年度：10年間）

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

三重の森林づくり条例で規定する4つの基本理念「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林教育の振興」、「県民の参画」を受けて次の4つの基本方針を定めています。

2 基本方針と目標

令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間で実現を目指す目標を定めています。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
公益的機能増進森林整備面積	ha（累計）	2,265 ※	22,900
再造林面積	ha	127	471
山地災害危険地区整備着手地区数	地区（累計）	20 ※	200
森林境界明確化面積	ha（累計）	34,156	63,600

※目標値がR7からの累計値であることから、R5単年値を参考として示したものです。

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
県産材素材生産量	千m ³	452	612
森林経営計画等の面積	ha	45,275	69,290
林業人材育成人数	人(累計)	303	1,085
製材・合板(A・B材)工場における県産材需要量	千m ³	172	282

基本方針3 森林文化及び森林教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

指 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,208	1,401
森林教育に取り組む小学校数	校	128	230

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画を推進します。

指 標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
三重の森づくり運動参加者数	人	14,671 ※	19,000
木づかい宣言事業者数	者（累計）	43	120

※新たに設定した指標であることから現状値がないものの、R5における類似の取組について参考として示したものです。

第2章 基本施策 及び 第3章 具体的な施策

4つの基本方針に沿って、基本施策を定め、具体的な施策を定めています。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

基本施策1-(1)「構造の豊かな」森林づくり

①持続可能な森林づくり ②公益的機能を重視した森林づくり ③多様な森林づくり

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

①災害に強い森林づくりの推進 ②森林の保全と保安林制度の推進 ③森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施
④野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

①国・市町等と連携した森林管理の推進 ②森林資源データの整備と情報提供 ③森林の公有林化等による公的管理
④森林の公益的機能発揮に向けての研究

【基本方針2 林業の持続的発展】

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

①森林施業の集約化の促進 ②多様な原木の安定供給体制の構築 ③林業・木材産業の競争力強化とスマート化
④多様な収入源の創出 ⑤特用林産の振興 ⑥効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

①林業の担い手の育成・確保 ②地域を担う多様な人づくり ③林業事業者の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

①県産材の需要の拡大 ②信頼される県産材の供給の促進 ③住宅建設における木材利用の促進
④中・大規模施設等の木材利用の推進 ⑤持続可能な木質バイオマス利用の推進 ⑥新製品・新用途の研究・開発の促進

【基本方針3 森林文化及び森林教育の振興】

基本施策3-(1)森林文化の振興

①森林の文化的価値の保全及び活用 ②森林文化の体験と交流の促進 ③里山の整備及び保全の促進
④森林文化の継承

基本施策3-(2)森林教育の振興

①森林教育に関わる「人づくり」 ②森林教育に関わる「場づくり」 ③森林教育に関わる「仕組みづくり」

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

①森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成 ②緑化活動の促進 ③三重のもりづくり月間の取組

基本施策4-(2)木づかいの促進

①暮らしの中での木づかいの促進 ②多様な主体との連携による木づかいの促進

第4章 計画の進行管理

計画の目標達成に向けて施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

①数値目標による進行管理 ②年次報告及び公表 ③計画の見直し

第5章 重点プロジェクト

計画期間前半の5年間で横断的かつ重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けて実施します。

①「新しい林業」推進プロジェクト ②林業の担い手確保・育成プロジェクト
③みえの木づかい推進プロジェクト ④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト